

株主各位

日本郵政株式会社

第16期 期末配当に関するお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第16期期末配当金は、1株当たり50円をお支払いいたしますので、同封の「第16期期末配当金領収証」により、払渡し期間中（2021年6月15日から2021年7月30日まで）に、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りください。

今回、口座振込ご指定の株主さまには「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主さまには「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（株式数比例配分方式を選択されている場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）へお問い合わせください。）

同封の「配当金計算書」は、租税特別措置法に定める「支払通知書」を兼ねることになりますので、確定申告を行う際の資料としてご使用いただくことができます。（株式数比例配分方式を選択されている場合につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）へお問い合わせください。）

今回の配当金は、通常の「利益剰余金」を原資とするものではなく、「資本剰余金」を原資とするため、税務上の取り扱いが異なります。詳しくは以下の「今回の配当金の税務上のお取り扱いについて」をご高覧いただきますよう、お願いいたします。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主さまの取得価額の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

敬 具

1. 今回の配当金の税務上のお取り扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、同法第25条等）

- ・ 今回の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取り扱いとなり、税法の規定により「みなし配当」及び「みなし配当以外」に分かれます。
- ・ 「みなし配当」の部分は、税金計算上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。
- ・ 「みなし配当以外」の部分は、税金計算上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意ください。
- ・ 「みなし配当以外」の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

- ・税法の規定により、株主の皆さまに「みなし譲渡損益」が発生します。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。
- ・算出式は以下のとおりです。

（純資産減少割合及びみなし配当額は、後記(4)、(5)をご参照ください。）

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 (19.8477271101) × 所有株式数
---------------	---	---------------------------	---	-----------------------------------

②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.017)
-------	---	-------------	---	--------------------

みなし譲渡損益 (① - ②)	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額
-----------------	---	---------------	---	-------

[例] 当社の株式を1株当たり1,400円で100株取得していた場合

$$\text{①収入金額とみなされる金額} = 50\text{円} (1\text{株当たり配当額}) \times 100\text{株} - 19.8477271101 \times 100\text{株} = 3,015\text{円} (\text{円未満切捨て})$$

$$\text{②取得価額} = (1,400\text{円} \times 100\text{株}) \times 0.017 = 2,380\text{円} (\text{円未満切上げ})$$

$$\text{みなし譲渡損益 (① - ②)} = 3,015\text{円} - 2,380\text{円} = 635\text{円} (\text{この場合はみなし譲渡益})$$

※「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」の課税については、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もごございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

- ①特定口座の源泉徴収口座の方は、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。
- ②上記①以外の特定期口座の方及び一般口座の方は、「みなし譲渡損益」が発生した場合、原則として確定申告が必要となります。所得状況等により申告不要とされる場合もごございますが株主さま個々のご事情により異なってまいりますので、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取り扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆さまの当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は(4)(5)をご参照ください。）

1株当たりの新しい取得価額	=	1株当たりの従前の取得価額	-	1株当たりの従前の取得価額 × 純資産減少割合
---------------	---	---------------	---	----------------------------

[例] 当社の株式を1株当たり1,400円で1,000株購入していた場合

$$\text{「新しい取得価額」} = (1,400\text{円} \times 1,000\text{株}) - (1,400\text{円} \times 1,000\text{株} \times 0.017) = 1,376,200\text{円} (\text{円未満切り上げ})$$

※「特定口座」をご利用の株主さまの場合、お取引の証券会社が取得価額の調整を行う場合もごございますので、お取引の証券会社にご確認ください。

※「特定口座」をご利用でない場合には、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主の皆さまへのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合)	0.017 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆さまへのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2021年6月15日
その支払いに係る基準日における発行済株式の総数 (自己株式を除く)	4,043,860,799株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	19.8477271101 (少数点以下10位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.017 (小数点以下3位未満切り上げ)
減少した資本剰余金の額	202,193,039,950円

ご注意

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取り扱い及び税法の規定により株主の皆さまにご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆さま個々のご事情によってご対応が異なりますので、すべてを網羅するものではございません。具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算等、税務上のお手続等につきましては、大変お手数ですがお取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、このお知らせは株主さまが今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の調整式を記載しておりますので、保管くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

このご説明は当社ホームページ（<https://www.japanpost.jp/ir/stock/meetings/>）上にも掲載いたします。

2. 本件に関するご照会先

(1) 本件に関する一般的なご照会

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-580-840 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9:00~午後5:00 (土・日・祝日等銀行休業日を除く。)

(2) 各株主様の取得価額の調整に関する具体的なお照会

お取引の証券会社または最寄りの税務署にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士にご相談ください。

3. 今回の当社配当金に関するQ & A

Q1 「みなし配当」とは？

A1 「その他資本剰余金」を原資とする配当金は、資本の払戻しに該当することから配当所得ではありませんが、税法の規定により、一部配当所得とみなされる部分があり、この部分を「みなし配当」と呼んでおります。「みなし配当」は通常の配当所得と同様に源泉徴収されます。

Q2 「みなし配当以外」とは？

A2 「その他資本剰余金」を原資とする配当金は資本の払戻しに該当するため、配当のうち「みなし配当」に該当しない部分を「みなし配当以外」といい、当社株式に係る譲渡所得等の収入金額とみなされます。従いまして、株主の皆さまが保有する株式のうち、純資産減少割合に応じた部分についての取得価額の合計額を「みなし配当以外」の部分の金額から差し引いた金額が、「みなし譲渡損益」となります。なお、「みなし譲渡損益」の算式は、1(2)のとおりです。

Q3 通常の利益剰余金からの配当と取り扱いが異なる点は？

A3 「みなし配当」部分については利益剰余金からの配当と同様に源泉徴収されており、確定申告時に配当控除の対象となりますが、「みなし配当以外」部分については、配当所得ではないため、源泉徴収されず、配当控除の対象にもなりません。「みなし譲渡」については、譲渡所得を確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整(減額)が必要となります。「みなし譲渡損益」の計算や、株式取得価額の調整(減額)、確定申告の要否等につきましては、個々の株主の皆さまのご事情により異なりますので、お手数ですが、お取引の証券会社、最寄りの税務署、税理士等にご相談ください。

Q4 必ず確定申告をしなければならないのか？

A4 確定申告の要否や方法等は個々の株主さまのご事情により異なりますので、詳細につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

Q5 株式を特定口座で保有しているが、確定申告は必要なのか？

A5 証券会社によって取り扱いが異なるため、お手数ですがお取引の証券会社に直接ご確認ください。

以上